

『日本書紀訓考』について

要旨

『日本書紀訓考』は明治十二年の刊記を持つ日本書紀神代巻についての注釈書（未完）であり、越後柏崎の関四郎太なる人物が著したものである。内容は本居宣長『古事記傳』に範を取り、全面的に依拠して、此に匹敵するような『日本書紀』の注釈を目指そうとしたものと考えられる。書紀本文には「漢文の潤色」が多く見られるとしてこれを廃し、また返読を用いずに傍訓を施していくなど、多くの特色が見られる。そうした特色の意図を、端的な例を掲げて考察した。

はじめに

ここに取り上げる『日本書紀訓考』¹⁾（以下「本書」と略記することがある）は、関四郎太（以下「著者」と略記することがある）の著作にかかる『日本書紀』の注釈書（ただし、巻一神代上「四神出生章」一書第十一まで）であり、明治十一年の刊記を持つ。明治初期には、江戸時代頃までのそれとは一線を画する『日本書紀』の訓点付き版本や注釈書の類が著され、次々に上梓された。

本書もこれらの中に位置付けられる一本と見ることができ、管見の限り、これまでほとんど取り上げられることはなかったように思われる。しかし、今般たまたま架蔵に帰することになった一本を一瞥する限り、全体の構成や本文の訓読・解釈等の上で、他書には見られない特色を多く有しているように思われ、これまで、『日本書紀』の訓点付き書写本・版本および注釈書の類について、主にそこに見える訓読についての立場から、いくつかの小考を加えてきたこととも併せ、本書の紹介を兼ねて、本書の特色について、少しく私見を述べようとするのが、本稿の意図するところである。

成立の背景と概要

本書の著者関四郎太は越後柏崎の人で、武左衛門、守雄とも号し、明治十六年六十八歳で没している。江戸に出て前田夏蔭の門に入って国学を修め、また和歌をよくして、成島柳北、本居豊穎とも親交があったようである。著書としては、『万葉集類題』なる著がある旨、『国書総目録』に記載がある。また、『柏崎文庫』の編纂で知られる関甲子次郎は、四郎太野の孫にあたる。²⁾

本書は、『日本書紀』巻一神代巻上（冒頭から「四神出生章」一書第十一途中まで）の注釈書であり、「明治十一年版權免許」「同十二年出版（第三冊）・同十六年出版（第五冊）」の刊記を持つ。全五巻五冊、大本の袋綴、全冊共に布目浅黄色の紙表紙。各表紙に子持ち界線入りの刷り題箋があつて、

「日本書紀訓考 関四郎太註解 一（一五）」
のように外題があり、各冊表紙見返しに朱地の内表紙があつて

「関四郎太註解／日本書紀訓考／北越 關氏藏版」と内題がある。（図一参照）

各冊は、

- 第一冊 序・二丁（本居豊穎門人田所千秋書・図二参照）
 - 巻一・八十二丁 「此書撰る故由縁」「大御代之繼繼御代之御子等」
 - 第二冊 巻二・五十丁 冒頭く神代七代章
 - 第三冊 巻三・四十九丁 大八洲生成章
 - 第四冊 巻四・五十二丁 四神出生章本伝く一書第五
 - 第五冊 巻五・百十二丁 四神出生章一書第六く十一
- のような構成になっている。

¹⁾ 杉浦克己

各丁は横約十三・二センチメートル、縦十八・三センチメートルの子持ち界線があり、欄外の頭書等はない。版芯は一・四センチメートルほどの幅で取られ、袋綴の表丁にあたる側に

「○日本書紀訓考 卷一（一五）〇一（一〇一）（一〇二）」
のような記述が見られる。

各丁は、一行十二文字・一丁五行の大字で記される書紀本文（本伝部分）の字詰めが標準となり、書紀本文の一書部分は割書、注釈部分は一字下げの上割書（必要に応じて更に割書）の漢字平仮名交じり文となっている。卷一の「此書撰る故由縁」部分は一字下げを採らず、卷二以下の注釈部分と同様の漢字平仮名交じり文である。「大御代之繼繼御代之御子等」部分は系図形式であるが同様の文字詰め・行詰めに従っている。（図三～六参照）

本文の料紙及び版の書体、摺刷等は、明治十年代の木版出版物に広く見られる一般的なものとして良いと思われる。

卷一冒頭には二丁表裏にわたる序文があつて、著者関四郎太の紹介および本書上梓の経緯が記されている。これによれば、『古事記傳』のように精細な『日本書紀』の訓読・注解を目指す著者の努力の半ばではあるが、敢えてそれを上梓したものであることがわかる。

また、卷一「此書撰る故由縁」では、著者自身が、『日本書紀』の注釈書の類は多いものの、全巻にわたって「全く訓を付たる」ものは未だ無い旨を述べ、黒羽板日本書紀をはじめいくつかの先行する日本書紀刊本・注釈書類を挙げてその缺を述べた上で、『古事記』における『古事記傳』のような注釈書を目指した意図が記されている。特に日本書紀は「漢文」で書かれているため、本来の「皇國言」に「漢意」が多く混入し、「讀事」が「難」くなっている旨を重視し、著者自身の考える日本書紀著作の原点を明らかにする「訓」を考えようとしたものであるとしている。本書著作の動機は、まさにこのような点にあったことがわかる。そして、「漢文の潤色」を排除するために「祝詞考」に見られる表現を一つの基準として日本書紀本文の吟味を試みた旨が記されている。

卷一内容の概略

本書卷一は先述のように「此書撰る故由縁」と「大御代之繼繼御代之御子等」と題する内容となっている。このうち前者は、著作の動機にあたる記述に続いて、実際の本文注解のための基礎的な事項を記述している。構成は『古事記傳』のそ

れに倣って、先ず「假字の事」として、日本書紀全巻から、万葉仮名として用いられている漢字を抽出し、五十音順に整理して本文中での用法を記述している（図四参照）。

記述は、

「此中に卿字は。一、卷「三八丁」に於褒姒娜武智「如」此あれども。オホナムヂト訓べし。そは其處に云べし。」（卷一・三丁裏）

のような形式で、個々の文字について、実際の用例を掲げてその用法を示している。示された用例の掲出位置「三八丁」は、寛文九年版本のそれにあたる。従って本書は、その著作にあたって書紀本文の底本として寛文九年版本を用いたものと考えて良さそうである。また、掲げられた用例を一瞥すると、歌謡、訓注、神名等の固有名など広く日本書紀全三十巻にわたって採られており、遺漏と思われるものは少ない。このことから、本書の本文注釈部分は神代卷上中途までのみであるが、本書著作にあつた際の基礎的な作業が、日本書紀全巻にわたって準備されていたことを伺うことができる。

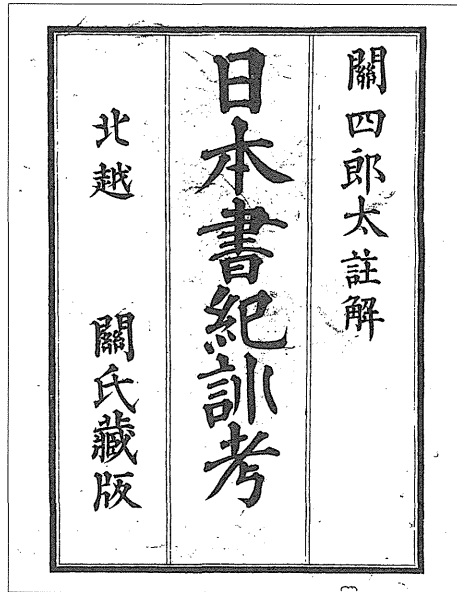
本書の「假字の事」の記述は『古事記傳』（卷一・二十九丁表以下）の「假字の事」のそれを踏襲したものと見ることができ¹⁰。

『古事記傳』ではこうした五十音順の記述の後に、「假字用格のこと」（卷一・三十八丁以下）として、清濁の書き分けなどの記述があるが、本書も別項を立ててはいないものの「假字用格の事」として同様の記述（卷一・十七丁裏以下）がある。しかし、『古事記傳』のそれを基準として個々の用例に当てはめているため、必ずしも正確な分析にはなっていないように見える部分も散見し、「さて書紀は古事記に比ぶれば清濁の違へる事多し」（同前）と述べるに至っている。

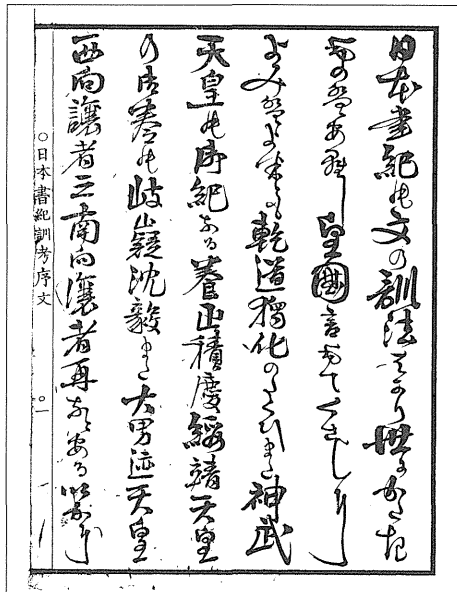
『古事記傳』にはこれに続いて、いわゆる「上代特殊仮名遣」にあたる仮名の用法についての言及があることはよく知られている。本書もそれに着目し、「古事記傳一「四十一丁」に。古事記には。假字の定まれる事多しとあり。」（卷一・二十丁裏以下）として、『古事記傳』の記述を要約・引用して掲げている。宣長の指摘した意図は理解されているようであるが、「此紀にも然る格ありしと思へど。未だ熟も考えず。」（卷一・二十一丁表）として、書紀についての言及は避けてしまっている¹¹。

万葉仮名に関する記述に続いて二十九丁表から、いわゆる助字類を列挙し、その訓みや用法・機能を述べる部分がある。これも『古事記傳』のそれに倣ったも

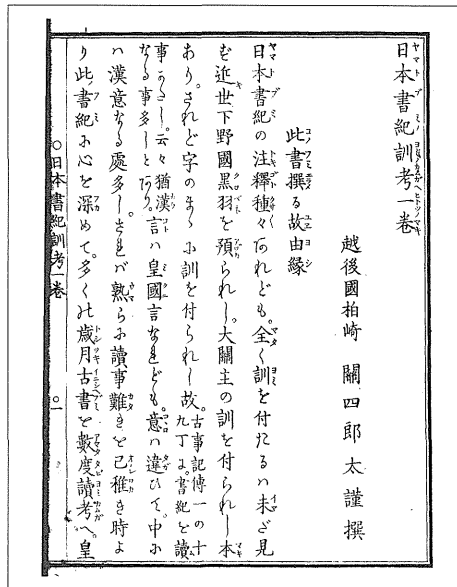
〔図一〕表紙見返し(第一冊)



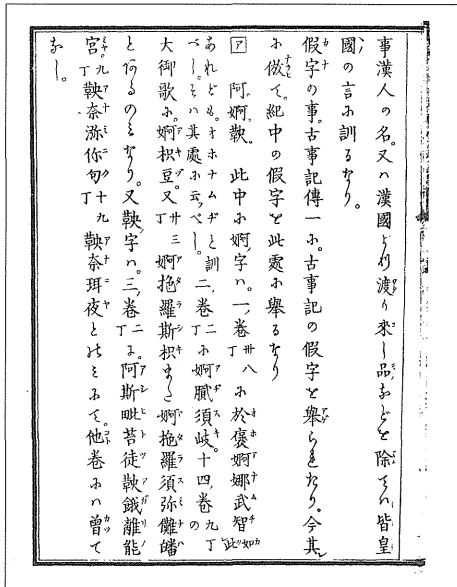
〔図二〕序文冒頭部分(第一冊二丁表)



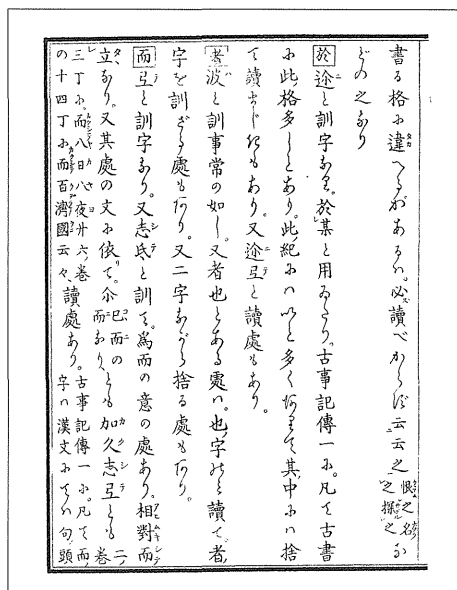
〔図三〕卷一本文「此書撰る故由縁」冒頭部分(第一冊三丁表)



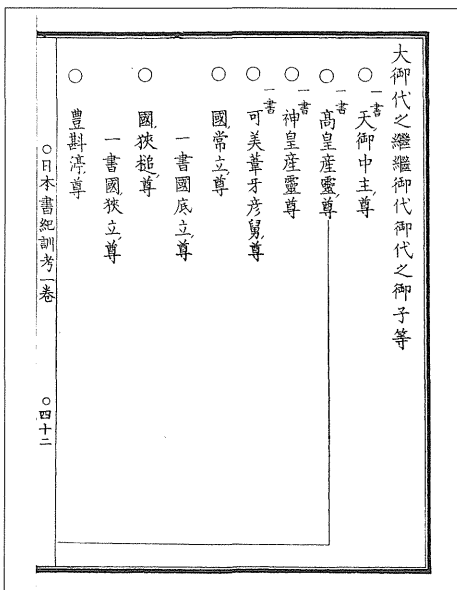
〔図四〕卷一「假字の事」の項冒頭部分(第一冊三丁裏)



〔図五〕卷一助字の記述部分(第一冊 三十三丁裏)



〔図六〕卷一「大御代之繼繼御代之御子等」冒頭部分(卷一・四十二丁表)



のである。個々の文字を挙げ、

於 途と訓字なり。……(中略)……古事記傳一に凡て古書に此、格多しとあり。此、紀にはいと多くありて其、中には捨て讀まじきもあり……

(卷一・三十丁裏)

のように、訓を掲げ、『古事記傳』の記述を基準に用法や用例を述べているが、たとえばこの「於」字の項に見られるように、いわゆる不読の場合を「捨て、讀まじき」としている点などは、後述の「漢文の潤色」を廢そうとする姿勢につながるもののようにも思われる。

こうした万葉仮名や助字類などについての記述の後に、「大御代之繼繼御代之御子等」(卷一・四十二丁表以下)として、三十丁にも及ぶ系図形式の登場人物一覽が掲載されている。内容は「天御中主神」から「草壁皇子」に至る、書紀全卷にわたる諸神及び皇統の一覽になっている。これも『古事記傳』卷二の「大御代之繼繼御代之御子等」(卷二・二十三丁表〜六十丁表)に倣ったものである。形式は『古事記傳』のそれに依っているが、内容は書紀の記述に従って独自に編纂したものであり、書紀全卷にわたる十分な理解の跡を伺わせるものである。

本書はこの後に「後に附云」として、本書編纂の意図と卷二以下の注釈の具体的な方法を記している。先ず、

此、書撰る事は上にも云へる如く。漢文の潤色と思ふ字を。○をなして捨てしは祝詞考に依り。其は皇國文を崇みて調美麗言を雅になさむが為なり。さて此を讀て古言を得たら

むには。右の○は消べき事なり。(卷一・七十八丁表)

として、書紀本文中の「漢文の潤色」と思われる文字を「○」印を付けて示し、「皇國文」の「美麗言」とすることを目指したとしている。○印の文字は本来の「古言」を得るためには消去されるべきとまで言っている。さらに、

又正しく落字と

見ゆるをは書加へて・□をなし、は。百年の後も動かすまじきとの

事にて。箱の中へは入しなり。又如、此訓を附しは。今、世にも歌を詠るにて。然皇國の古、書は。調美麗なす事と思ひての事なり。(卷一・七十八丁裏)

として、本文の「落字」補入について述べ、「百年の後も動かすまじき」と、その補入についての自信を伺わせる記述があり、一方で、附訓は歌作のための「古言」の「調美麗」を示す意図であるとも述べ、本書編纂の基本的な姿勢を述べている。

卷二以下の本文の記述

日本書紀本部についての注釈は卷二からはじまる。その形式は図七・八に冒頭部分を掲げて示すようなものとなっている。

先にも述べた、書紀本文の「漢文の潤色」を指摘する記述の他、訓読の仕方それ自体もかなり特徴的である。実際に天地開闢章本殿冒頭部分(第二冊六丁表〜同裏)について、内容を見てみたい。

当該部分(図七・八)の翻字を左に掲げる。

イニシヘアツチワカレズ、ヒツキモナク、ムラカレケルコトナリ、
 古 天地未剖、陰陽不分、渾 沌 如
 コノミヤケ、クニヨヒチキガシラフクメリ、カレスル、モノ、
 鷄子、渾 渾 而 合 牙、及其清陽者
 タナヒキチアメトナリ、ニコレルモラハツキテツチト
 薄靡而為天、重 濁 者 淹 滯 而 為
 ナキキ、
 地、(精)妙(之)合(博)易(重)濁(之)凝(場)
 カレアズ、ナリテノチツチハナカケル、
 難 故 天(先)成 而 地 後 定、(然)而 神
 ナカニカミナリマセリ、
 (聖)生 其 中 焉、

このような「○」印で示された「捨つべき」字は、本書全体で五六二字にも及ぶ。日本書紀本文の当該部分の文字数が四七二五字であることから考えると、本文の十二パーセント近い文字を「漢文の潤色」とみなしていることになる。「○」印を付した箇所については、続く注釈部分に記述がある。例えば、右に掲げた「及」字に関しては、

として、当該部分が漢籍に典拠を持つものであることは認めながらも、不用意な引用に依る無用の記述とみなしているようである。確かに、著者の知見から見れば、内容から見て、先行する「其清陽者薄靡而為天重濁者淹滯而為地」の部分と重複する記述⁽¹⁵⁾であること解することもできるのではあろう。この項についての注釈では、さらに、

天の成就是易とは、彼漢國の事をのみ主とはしたる説なり、(卷二・二十二丁表三)

として、天・地の内、天の生成を優先する記述は「漢國」の「説」と、理由を述べている。つまり、我が国の考え方にそぐわない漢籍の不用意な引用箇所は、「捨てるべきである」との考え方なのであろう。このように、本文漢字句の取捨については各々に理由を掲げている。こうした「漢文の潤色」による漢字句を捨てることによつて、書き表された本来の日本語を再現できると考えたのである。それは、形態としての日本語文ということではなく、日本語文によつて書き表された内容、原著者の考え方なのであつて、それを正しく汲み取ることが「訓」なのであり、その具体的方途を示そうとしたのが本書「訓考」なのである、という姿勢を伺うことができる。

以上のような意図で掲げられた本文に注された訓読もまた特徴的である。先に本書が、寛文九年版本に依拠して成ったものである旨は述べたが、訓読に関しては寛文九年版本のそれとは全く異なるものとなっている。

まず、返読符合を一切用いていない。区切り符号として「、」を用いているのみであり、専ら片仮名による傍訓を見るのみである。その傍訓の施し方は、右に掲げた箇所から挙げれば、例えば、

未割^{ワカレズ} 如鷄子^{トリノコノゴト}

などのように、返読ということに顧慮していないものである⁽¹⁶⁾。

これは、「未割」「如鷄子」という漢字句を訓読した結果「わかれず」「とりのことし」という日本語が再構成される、と考えるのではなく、「わかれず」「とりのことし」という日本語を書き表した姿として「未割」「如鷄子」という文字列をとらえているもの、と考えることができよう。

このような、本文の取捨及び訓の施し方は、著者の一貫した考え方を現して本

書全編にわたっているのである。その一々を掲げ尽くすことは難しいのであるが、特徴的な一点を以下に述べる。

「四神出生章」一書第九に以下のような部分がある。

伊弉諾尊乃投其杖曰自此以還雷不敢來是謂岐神此本號來名戸之祖神焉

伊弉諾尊が、伊弉冉尊を追つて黄泉国まで行き、その変わり果てた姿に驚いて逃げ帰る際に伊弉冉尊が差し向けた「八雷」に追われ、それを遮った場面で、前から考えると、「伊弉諾尊が「ここからこちらへは来るな。」と言ったことが「岐神」となった」と解せる所である。その「岐神」の「本號」として「來名戸之祖神(クナドノオホヂカミ)」が挙げられており、この神名に合致させて、本文の伊弉諾尊の発話「不敢來」を敢えて「アヘテクナ」と訓む伝本があることを、以前に小考で述べたことがある⁽¹⁷⁾。多くの伝本ではこの「不敢來」は「アヘテコス」または「ナコソ」のように訓んでいる。本書も

曰自此以還雷不敢來(卷五・七十五丁表三行以下)

と傍訓を施している。おそらくは先行する諸伝本や注釈書類に従い、「不敢來」の本文字句から考えられる範囲で、このように訓んだものと思われる。しかし、続く「此本號來名戸之祖神焉」の部分には傍訓が施されていない。全付訓を目標した本書の意図からすると異例のことである。この点について本書の当該部分への注釈では、

○此本號云云は古事記傳「四十六丁」髻華、山蔭などにこは道饗祭、祝詞に依りて後、書加へたる非事なり「……(中略)……」とあるに依りて、讀を略きたり、猶後、人考べし(卷五・八十丁裏三行以下)

と述べている。確かに宣長は、日本書紀のこの部分を掲げて「岐神」は「フナドノカミ」であつて「クナドノカミ」と訓むべきではないことを述べてはいるのであるが、それでは本文の「來名戸之祖神」を後人の誤補人とみなすことしかできなくなってしまう⁽¹⁸⁾。また先行諸伝本の「アヘテコス」「ナコソ」と「フナドノカミ」の名との関係の説明もできない。むしろん神名を含むこの部分を「漢文の潤色」として捨てることもできなかったのであろう。

著者は結局この部分について、明確な考えをまとめることができず「後人の考べし」と判断を回避してしまい、本文を掲げたまま傍訓を施さないという形を採ることになったのであろう。書紀本文と先行する諸伝本、及び依って立とうとした『古事記傳』の間で、十分な考察に至らず揺れ動く著者の姿勢を垣間見ることができるところではある。

まとめ

以上のように、本書は、『古事記傳』に全面的に依拠し、それに匹敵する『日本書紀』の注釈書を目指して著されたものであると考えることができる。その根底には、書紀本文は、漢文として書かれたものではなく、日本語を漢字で書き表そうとしたものが元々の姿であり、その上に「漢文の潤色」が加わって成されたものであるとの考えがあったようである。そこで、本文から潤色を廃し、元々の日本語のあるべき姿として傍訓に施す、という形態を取り、その根拠を注釈部分に縷々詳細に説明していくという著述になっている。

しかし、その発想自体が無理のあるものであり、神代卷上半ばまでしか上梓されるに至らなかった。

現代の目から見ると、かなり無謀な著作と言わざるを得ず、内容そのものも日本書紀研究そのものや研究史に資するところは必ずしも多くないのではあろうが、漢文文献（就中上代漢文文献あるいは漢字書き資料）についての考え方として、本書著作当時にはこのような方向性もあった、という点で、注目に値するのではないだろうか。漢字と日本語、あるいは日本語を書き表す文字としての漢字（漢字句）についての考え方は、多様な側面を持っている。その一端として見てみたとき、本書著作の姿勢は興味深い。

注

- (1) 卷一本文冒頭の内題に付された傍訓によれば「ヤマトブミノヨミノカムガヘ」と訓むものようである。
- (2) 例えば、鈴木重胤『日本書紀傳』（全二十七卷・安政二年稿・明治四十三年公刊）、田中頼庸『校訂日本紀』（全二卷・明治十三年）、敷田年治『日本紀評註』（全二十六卷・明治二十四年）、飯田武郷『日本書紀通釋』（全七十卷・明治三十一年成稿）、など。
- (3) 國學院大學日本文化研究所編『和学者総覧』（平成二年・汲古書院）などによる。

(4) 本書には後述のように本居豊頼門人田所千秋の序文がある。

(5) 補訂版（平成二年・岩波書店）による。ただし、『越佐人物誌』の「著述目録」よるのみで、著述の時期や巻数、現存本の所在についての記述等は無い。

(6) 牧田利平『越佐人物誌』（昭和四十七〜九年・野島出版）による。

(7) 書紀本文の一書部分を割書するのは、諸伝本中でも比較的古代を有するものの特色と言える（拙著『六種対照日本書紀神代卷和訓研究索引』平成7年2月・武蔵野書院・研究編など）。一方で、後に述べるように、本書は本文の底本として寛文九年版本に依ったものと考えられる。寛文九年版本は、一書部分を割書にはしていない。何故に本書著者は一書部分を割書を採用したのか、元々の書紀の態様について、一書部分の割書を想定したものに思われるが、その根拠は、本書中には明示されていない。

(8) 当該の用例「於褒姒娜武智」（玉剣出現章一書第二）の掲出位置が「卷一・三十八丁」にあたる伝本は、管見の限りでは、寛文九年版本以外にもいくつかみられるのであるが、それらは全て、寛文九年版本本文に全面的に依拠して成った類のものと考えられることができる。

(9) 当該の文字が万葉仮名であるか否かの判断は、特に固有有名などについては大きく揺れるところである。従って、本書に掲げられた仮名の用例と、現代での一般的な考え方に従って見た「日本書紀の万葉仮名の用例」を単純に比較することはできない。

(10) ただし『古事記傳』では底本のみならず異本に見える用例にまで言及しているが、本書では異本の例にわたる記述は見られない。

(11) 万葉仮名として用いられた漢字の用例の採り方やその字音について、『古事記傳』の記述にあてはめて分類・整理するのではなく、書紀の用例そのものについて検討することを行えば、むしろ上代特殊仮名遣にあたる書き分けは『古事記』のそれよりもより明確に見られたものと思われるが、本書編纂の動機から推して、そのような方向での考察には至らなかったであろう。

(12) 日本書紀の記述に従った「系図」ではあるが、第一に掲げるのが「天御中主尊」である点は書紀の記述には合致しない。天地開闢時の神の出現順では、書紀本文本伝では「国常立尊」が第一であり、「天御中主尊」を第一に掲げるのは一書第四である。『古事記』では「天之御中主神」を天地開闢の第一とする。本書のこの記述が『古事記』（あるいは『古事記傳』）のそれに従ったものなのか、あるいは「天御中主尊」を天地の中心神とする中世以降の神道説に依ったものなのか、俄には判断しかねるところである。

(13) 寛文九年版本を底本として、私に作成した校本による。

(14) 実際、寛文九年版本をはじめ多くの諸伝本がそのような訓み方をしてしている。

(15) 書紀本文のこれらの部分は『淮南子』からの引用とされている。

(16) このような傍訓の施し方は、『日本書紀』の注釈書類では、橘守部『稷威道別』（弘化二年）などに顕著に見られる（前掲（7）書）。また、いわゆる『仮名日本紀』の類で、仮名書きされた本文とその右傍に注記された漢字本文との関係にも見て取ることができ（拙稿「享保版假名神代紀について」（一）〜（三）」放送大学研究年報第

十一〜十三号・平成六〜八年。

(17) 「不敢來」考―江戸時代における日本書紀訓読についての「考察」―東京都高等学校教育研究会紀要第二十四号・昭和六十一年、「不敢來」再考―武蔵野書院『武蔵野文学』四十七号・平成十二年

(18) 『古事記傳』では、「フナ(経な)」と「クナ(来な)」の「フ」と「ク」は相通し、

意義上矛盾しないとの記述でこの部分を解釈しているが、本書ではそれを採っていない。

(平成十八年十一月二十日受理)

A Study on *Nihonshoki Kunkou*

Katsumi SUGIURA

ABSTRACT

Nihonshoki Kunkou is an annotation of the first two books of *Nihonshoki*, published in 1880. It was published in incomplete form by *Shirota Seki* who was a classicist in *Kashiwazaki, Echigo*.

This book was modeled on *Kojiki-den* that was written by *Norinaga Motoori* in 1798. *Seki* wanted to write an annotation book that equals *Kojiki-den*. He aimed to eliminate Chinese embellishments on the original *Nihonshoki*. His intentions are turning up on this book, such as revisions of text, diacritics, and annotations. This paper is the one that announced these characteristics of this book.